



長運整第 42 号の 3
令和 2 年 4 月 8 日

自動車整備事業者 各位

北陸信越運輸局長野運輸支局長



自動車特定整備事業の認証等の取扱方針について

標記について、北陸信越運輸局自動車技術安全部長から別紙写し(令和 2 年 3 月 30 日
付け北信技整第 199 号)のとおり通知がありましたので了知願います。



北信技整第199号
令和2年3月30日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局自動車技術安全部長

自動車特定整備事業の認証等の取扱方針について

標記について、自動車局整備課長から別紙写し（令和2年2月6日付け国自整第276号）のとおり通達があったので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。



国自整第 276 号
令和 2 年 2 月 6 日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局整備課長

自動車特定整備事業の認証等の取扱方針について

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号）により、分解整備の範囲について、取り外して行う自動車の整備又は改造を装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、本年 4 月 1 日をもって施行されることとなっている。

については、「自動車特定整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について」（平成 14 年 7 月 1 日付け国自整第 63 号）によるほか、別紙のとおり「自動車特定整備事業の認証等の取扱方針」を定めたのでの了解されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、「自動車分解整備事業認証業務資料の送付について」（昭和 26 年 10 月 10 日付け自整第 47 号）及び「自動車分解整備事業の屋内作業場に関する認証基準の取扱いについて」（平成 19 年 7 月 5 日付け国自整第 55 号）は、令和 2 年 4 月 1 日限りで廃止する。また、「道路運送車両法施行規則第 3 条及び第 57 条の改正点の解釈について」（昭和 42 年 6 月 28 日付け自整第 98 号）は、令和 2 年 4 月 1 日限りで廃止することとしている。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

自動車特定整備事業の認証等の取扱方針

1. 第 77 条 自動車特定整備事業の種類

自動車特定整備事業の種類は、道路運送車両法第 77 条に掲げるものであるが、一事業場であらゆる種類の自動車の特定整備を行う場合は、2 種類（普通自動車、小型自動車）の事業の認証を受けなくてはならない。

2. 第 78 条 自動車特定整備事業の認証

(1) 「自動車特定整備事業者」とは、他人の需要に応ずると自己の必要のためにするとを問わず、有償無償に拘らず、自動車の特定整備（法第 49 条、施行規則第 3 条参照）を継続的に又反復的に行うもの（運送事業者等の自家工場も含む）をいい、取り外された自動車の部分についてのみ整備するもの（例えば従来の単一工場）は、特定整備とはならない。すなわち、普通自動車等の場合、車から取り外してから委託されたエンジンについてのみ修理（例えばオーバー・ホール又はボーリング等）を行うものは、特定整備ではないが、エンジンを自動車に取り付け自動車として整備することを事業とするときは、特定整備事業となる。

(2) 対象とする自動車の種類並びに対象とする整備の種類及び対象とする装置の種類の外に、業務の範囲を限定するときは、次により行うものとする。

①原動機の特定整備を行う事業場であって、軽油を燃料とする原動機又はガソリン若しくは液化石油ガスを燃料とする原動機の点検・整備を行わない事業場にあつては、その業務の範囲を、それぞれ「軽油を燃料とする原動機を除く」、「ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く」とすること。

②カタピラを有する大型特殊自動車に限定して特定整備を行う事業場にあつては、その業務の範囲を「カタピラ付大型特殊自動車に限る」とすること。

③従来の取扱いにより、業務の範囲を「ジーゼル自動車」又は「ガソリン自動車」に限定して認証した事業場が、業務の範囲を上記①の範囲に変更しようとするときは、業務の範囲の変更に係る所定の手続きを行うこと。

(3) 条件には、停止条件と解除条件と二つがあり、認証に条件を附する場合は、それぞれ次のとおりである。

①停止条件 設立登記のすんでいない会社を認証する場合の条件であつて認証の効力は、会社の登記がすんでから発生するものとする。

②解除条件 認証後、一定期間内に事業を開始することを義務づけ、もしも、その期間を過ぎても事業を開始しない時は、認証を失効とすること。

(4) 認証したときは、申請書の正本を運輸局長が、副本を運輸支局長等がそれぞれ保管すること。

3. 第79条 申請

- (1) 「認証を受けようとするもの。」すなわち第78条の「事業を經營しようとする者。」は、個人企業の場合は、その事業主であるが、会社（法人）の場合、その会社（法人）自体である。従って、法人の場合は、申請者名としては、会社名をかけた、よいわけであるが会社の意思を表明することが出来る者として代表者名も併記する必要がある。この場合の代表者としては、必ずしも社長でなくても、代表権を委任されておれば、誰でもよいので、事業場各地にあつて、本社の代表者が申請、その他の手続を行うのが繁雑であるときは、各地の適当な者に認証関係の行為の代理を委託しておけば、事務処理上便利である。なお、この際には、申請書又は届出書に、委任状を添付する必要がある。
- (2) 第2項の書面（施行規則第57条第4号の国土交通大臣の定める作業機械等に係るものに限る。）については、適切な技術的能力を有する者が「自動車検査用機械器具の審査基準について」（平成7年6月14日自整第121号）により公正に試験を実施し、その結果を記載したものであること。
- (3) 「商業登記簿の謄本、その他必要な書面」は、原則的には、申請書を受付けてから必要に応じて要求すべきであるが、一般的に、特に必要と思われるものは、あらかじめ、提出を規定してもよい。

なお、商業登記簿の謄本は、通常は、必要でないが、申請者の実在が疑わしい場合、それを確認するために、この種の謄本類の提出を求めてもよい。

4. 第80条 認証基準

- (1) 屋内作業場、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の間口、奥行
間口、奥行は物理的に車両が進入し得れば、自由に幅を間口、長さを奥行と取り扱って差し支えない。

また、電子制御装置点検整備作業場として要求される空間の中にシャッターの設置等による障害物があつても、対象とする自動車の進入に支障がないものは、施行規則別表第4に規定する電子制御装置点検整備作業場の規模の基準を満足するものとして扱うこととする。
- (2) 電子制御装置点検整備作業場の床面
いわゆる2柱リフト、ピット等が設置されている場合であっても、エーミング作業に支障がなく、適切にエーミング作業を実施することができる作業場の規模を有している場合には、平滑に舗装されていると扱ってよい。

この場合において、適切にエーミング作業を実施することができる作業場の規模を有しているか否かについては、電子制御装置整備を行う自動車について、エーミング作業に必要なスペースを確認のうえ判断すること。
- (3) 機械工具について
検車装置は、ピット、検車台、オート・リフト及びエア・リフト等であつてガレージ・ジャッキは含まない。
- (4) 点検・整備に係る情報を入手できる体制
点検・整備に係る情報を入手できる体制として、次に掲げるものを有してい

る場合は、当該体制を有するものと扱って差し支えない。

①次のアからウのいずれかに掲げる自動車の型式に固有の技術上の情報

ア 自動車製作者等が作成している整備要領書等を有していること

イ (一社)日本自動車整備振興会連合会が運営する FAINES やインターネットを通じて自動車製作者等が提供する技術的な情報を常時入手できる環境を有すること

ウ 自動運行装置の点検・整備を行う事業場の場合にあつては、自動車製作者等と情報提供に関する契約の締結などにより、点検・整備に必要な情報を入手できる環境があることを証する書面を有していること

②エーミング作業に必要な機器

ターゲット等の専用器具を他の整備事業者からの借用、共同保有等入手する方法を確認すること。ただし、エーミング作業に必要なターゲット等の専用器具を保有している場合にあつては、この限りでない。

(5) 車両整備作業場と点検作業場が併設されている場合であつて、これらの作業場の境部分に柱等がなく、かつ、自動車の搬入・搬出及び整備作業において、特に支障がないと判断される場合は、土台部分ではなく、柱部分で寸法を測定しても差し支えないものとする。

支障の有無の判断については、複数の者により検討を行うなど慎重を期すこと。

この場合、当該柱の土台部分は、事故防止、注意喚起を図るため、ゼブラマーク塗装等で土台部分と床面との区別を明確にする等の必要な措置を講ずること。

なお、土台部分がある場合、この部分で測定しても施行規則別表第4に定める「間口」の寸法を満足することがより望ましい。

(6) 壁、扉等のない作業場の取扱い(ひさし等の取扱い関連)

道路運送車両法上は、雨天時に雨にさらされることなく、作業機械等を用いて適切に特定整備作業を行うため、基本的には、雨をしのぐ屋根が有れば良い。

(7) 部品整備作業場の取扱い

屋内作業場のうち、部品整備作業場については、建築確認に係る所管行政庁において「倉庫」や「店舗」と判断される場合もある。

なお、建築確認に係る所管行政庁において部品整備作業場が「倉庫」や「店舗」と判断される場合には、例えば、第一種住居地域及び第二種住居地域において、普通乗用自動車及び小型四輪自動車の下回りを扱う専門認証工場を設置することが可能となる。

(8) 第1項第2号ハの「営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない。」は、「未成年者」の性格(民法第6条)を注意的に説明したものである(自動車登録番号標交付代行者規則第3条第4号8の「未成年者」と同じことを云ったもの)。

5. 第81条 変更届等

- (1) 第1項第1号の事業者の「氏名又は名称」とは、法人の場合は、法人の名称のみで代表者名は含まない。個人の場合は、個人の氏名のみで商号等は含まないが、代表者名又は個人の商号の変更についても、届を提出するように指導する方が認証した業者の実態をつかむためには望ましい。
- (2) 第1項第4号の「事業場の設備」としては、施行規則第58条により、屋内作業場若しくは電子制御装置点検整備作業場の面積又は間口若しくは奥行の長さ限定してあるから、他の設備の変更は、届出の必要がない。なお、間口、奥行とは、施行規則別表第4の設備基準の備考に規定している意味のものである。

6. 第91条の3 遵守事項

- (1) 整備主任者は、他の事業場の整備主任者を兼ねることはできないが、工員を兼務することは差し支えない。また、一事業場に必要に応じて複数の整備主任者を選任することができる。
- (2) 分解整備及び電子制御装置整備（施行規則第3条に規定するものをいう。）を行う事業場の整備主任者であって、一事業場に複数の整備主任者を選任する場合であっても、施行規則第57条第7号ハの規定を満たさない者は選任できない。
- (3) 整備主任者の届出を行う場合であって、整備主任者を交替するときは、変更届出のみを行う。記載事項としては、前任者と新任者について記入し、増員する場合は、新任者のみ記載する。

7. 第93条 事業の停止等

- (1) 第1号の「この法律に基づく命令。」とはこの法律に基づく政令、及び省令を指す。
- (2) 認証基準に適合しない者が虚偽の申請を行って認証を受けた場合は、行政行為のあやまちであるから、本条の規定によることなく、認証の取消を行うことができる。従ってこの場合は、聴聞を行う必要もないわけである。

附則（令和2年2月6日 国自整第276号）

本規定は、令和2年4月1日から施行する。

別添

国自整第276号の2
令和2年2月6日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

自動車特定整備事業の認証等の取扱方針について

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）により、分解整備の範囲について、取り外して行う自動車の整備又は改造を装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、本年4月1日をもって施行されることとなっています。

これに伴い、今般、標記通達について新たに制定した旨を別添のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので通知します。

本取扱方針に関して了知するとともに、遺漏のないよう周知願います。